

愛知教育大学化学物質管理委員会規程

2013年3月13日
規程第18号

(設置)

第1条 愛知教育大学化学物質管理規程(2014年規程第5号)第4条の2第2項の規定に基づき、愛知教育大学化学物質管理委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、愛知教育大学化学物質管理規程(2014年規程第5号)第2条及び第4条に規定する化学物質の包括的な管理を行うとともに、本学(井ヶ谷地区)の水質汚濁の実態を把握し、その未然防止に対する基本的施策を検討し、生活環境の保全と向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次の事項に係る業務を行う。

- (1) 化学物質の包括的管理に関する事項
- (2) 化学物質管理支援システムに関する事項
- (3) 化学物質の廃棄処理に関する事項
- (4) 水質汚濁の未然防止の基本的施策に関する事項
- (5) 水質及び水質汚濁についての調査研究に関する事項
- (6) 中和処理装置の維持管理に関する事項
- (7) その他化学物質の管理及び水質汚濁防止に関する事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究担当理事
- (2) 自然科学系学系長
- (3) 創造科学系学系長
- (4) 化学物質を使用する教育科学系教員 1名
- (5) 化学物質を使用する自然科学系教員 3名
- (6) 化学物質を使用する創造科学系教員 1名
- (7) 健康支援センター教員 1名
- (8) その他学長が指名した者 若干名

(任期)

第5条 前条第4号から第8号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠としての委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第4条第1号の委員をもって充てる。

3 副委員長は、第4条第4号から第8号に掲げる委員の互選によるものとする。

(任務)

第7条 委員長は、委員会の業務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 委員は、次の各号に掲げる化学物質の管理等に必要な専門的事項の処理を分担して行う。

- (1) 化学物質管理支援システムの運用に関する事項
- (2) 実験廃液及び有害廃棄物授受に関する事項
- (3) 中和処理装置の維持管理に関する事項
- (4) その他化学物質の管理等に必要な事項

(事務)

第8条 委員会の事務は、学術研究支援課において行う。

(規程の改廃)

第8条の2 この規程の改廃は、委員会、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 愛知教育大学水質汚濁防止検討委員会規程（2004年規程第96号）は廃止する。
附 則（2014年規程第6号）
この規程は、2014年4月1日から施行する。
附 則（2015年規程第57号）
この規程は、2015年7月27日から施行し、2014年10月1日から適用する。
附 則（2016年規程第4号）
この規程は、2016年4月1日から施行する。
附 則（2017年規程第39号）
この規程は、2017年5月10日から施行し、2017年4月1日から適用する。
附 則（2017年規程第44号）
この規程は、2017年8月1日から施行する。
附 則（2022年規程第38号）
この規程は、2022年4月13日から施行し、2022年4月1日から適用する。